

成年後見制度とは？

後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

「任意後見制度」とは、ご本人が十分判断能力を有している間に、将来に備えて自分の代理人となる人と契約しておき、本人の判断能力が低下した時に後見人になってもらうよう、事前にしておく制度です。「任意後見制度」の契約は、公証役場で行うことができます。「法定後見制度」とは、認知症や寝たきりで意思疎通ができにくく財産管理を自分が出来なくなった場合、ご本人に代わって、家族や専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が代理サポートをしてくれる制度です。申立ては住所地のある家庭裁判所に4親等以内の方が行うことができます。

成年後見制度の手続きやご相談については、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

(5) 遺言について

- 遺言書を作成している 遺言書は作成していない

法的に有効な遺言証書を残しておく、ご自分の希望通りに財産を継承してもらえます。ただし、書き方などには細かなきまりがあります。法的に有効な遺言証書を残すためには、公証役場で手続きされることをお勧めいたします。

遺言証書がない場合は、通常の法定相続の処理が行われます。

(6) お葬式やお墓と供養について**① お葬式の形式や宗派**

()

② お葬式の場所

- 自宅 式場 その他 ()

③ お葬式の規模

- 家族のみ 家族と親族のみ 来て頂ける方に参加してもらう
 葬儀は不要 その他 ()

④ 納棺時の希望

入れて欲しい物

()

⑤ お墓と供養について

- お墓がある 場所 ()

新しいお墓を購入して欲しい

- 親族に任せる 永代供養をして欲しい

相談窓口と介護予防について